

国立大学法人東京大学 東京大学大学院工  
学系研究科原子力専攻原子炉施設の原子炉  
設置変更承認申請の概要について

平成30年11月  
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立大学法人東京大学  
住 所 東京都文京区本郷7丁目3番1号  
代表者の氏名 学長 五神 真

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻  
所在地 茨城県那珂郡東海村白方字白根2の22

(3) 変更の内容

昭和43年12月12日付け43原第6032号をもって設置承認を受け、これまで設置変更承認を受けた東京大学大学院工学系研究科原子力専攻の原子炉設置変更承認申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を別添のとおり変更している。

八、使用済燃料の処分の方法

(4) 変更の理由

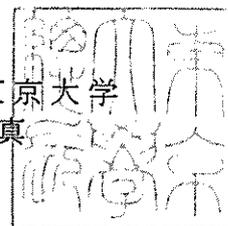
濃縮ウラン燃料を米国エネルギー省または国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に引き渡すこととしたため、使用済燃料の処分の方法に係る記載を変更している。

(別添)

東大安環第 76 号  
平成 30年 9月 3日

原子力規制委員会 殿

国立大学法人東京大学  
学長 五神 真



東京大学原子炉設置変更承認申請書  
(使用済燃料の処分の方法の変更)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり東京大学の原子炉設置変更承認の申請をいたします。

## 記

### 一 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立大学法人東京大学  
住 所 東京都文京区本郷7丁目3番1号  
代表者の氏名 学長 五神 真

### 二 変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻  
所 在 地 茨城県那珂郡東海村白方字白根2の22

### 三 変更の内容

昭和43年12月12日付け43原第6032号をもって承認を受け、その後、別紙1のとおり設置変更承認を受けた東京大学原子炉設置変更承認申請書の記載事項のうち、次の事項の記述を別紙2のとおり変更する。

#### 八 使用済燃料の処分方法

### 四 変更の理由

濃縮ウラン燃料を米国エネルギー省または国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に引き渡すこととしたため。

### 五 変更に係る工事計画

該当変更に伴う工事の計画はない。

別紙 1

東京大学の原子炉設置変更承認の経緯

	承認年月日	承認番号	備考
その 1	昭和 43 年 12 月 12 日	43 原第 6032 号	原子炉施設の設置
その 2	昭和 44 年 11 月 27 日	44 原第 6146 号	原子炉施設の変更 (原子炉本体及び放射性廃棄物の 廃棄施設の変更)
その 3	昭和 46 年 7 月 8 日	46 原第 5030 号	原子炉施設の変更 (核的制限値、燃料要素の構造及び 反応度制御能力の変更)
その 4	昭和 47 年 1 月 20 日	46 原第 9380 号	原子炉施設の変更 (燃料要素の変更)
その 5	昭和 47 年 11 月 29 日	47 原第 11198 号	原子炉施設の変更 (非定常運転についての変更)
その 6	昭和 50 年 4 月 2 日	50 原第 2785 号	原子炉施設の変更 (反応度パルス運転についての変 更)
その 7	昭和 52 年 9 月 13 日	52 安 (原規) 第 274 号	原子炉施設の変更 (使用の目的についての変更)
その 8	昭和 53 年 2 月 28 日	53 安 (原規) 第 83 号	原子炉施設の変更 (反応度パルス運転についての変 更並びに鉛中速中性子柱内の運転 位置における連続最大熱出力の上 昇についての変更)
その 9	昭和 58 年 10 月 15 日	58 安 (原規) 第 173 号	原子炉施設の変更 (非定常・反応度パルス各運転の取 り止め及び同運転関係装置の撤去 並びに鉛中性子柱内の運転位置に おける連続最大熱出力の切下げに ついての変更)
その 10	平成 24 年 3 月 27 日	23 受文科科第 2341 号	原子炉施設の変更 (使用済み燃料の処分の方法の変 更)

別紙2

変更の内容

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学の原子炉設置変更承認申請書のうち、本文に関する記載の変更は以下のとおりである。

「八 使用済燃料の処分方法」において、

- 1) 本原子炉の燃料は、殆ど消費されないので、本原子炉の使用期間で取換えの予定はない。
- 2) 炉心から取出した燃料は、それぞれ以下で処分する。
  - (1) 濃縮ウラン燃料  
米国エネルギー省または国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に引き渡す。
  - (2) 劣化ウラン燃料  
本事業所内の核燃料物質の使用施設の貯蔵庫へ移設し、保管管理する。

に修正変更する。

添付書類

本変更に係る東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類は、以下のとおりである。

添付書類一 変更後における原子炉の使用の目的に関する説明書

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類一の記載内容と同じ。

添付書類二 変更後における原子炉の熱出力に関する説明書

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類二の記載内容と同じ。

添付書類三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

本変更は、使用済燃料の処分の方法に関するものであり、原子炉施設の設置及び運転に関する変更を行うものではないため、該当する事項はない。

添付書類四 変更後における原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類四の記載内容と同じ。

添付書類五 変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

本変更は、使用済燃料の処分の方法に関するものであり、原子炉施設の設置及び運転に関する変更を行うものではないため、該当する事項はない。

添付書類六 変更に係る原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類六の記載内容と同じ。

添付書類七 変更に係る原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地

図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類七の記載内容と同じ。

添付書類八 変更後における原子炉施設の安全設計に関する説明書

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類八の記載内容と同じ。

添付書類九 変更後における核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類九の記載内容と同じ。

添付書類十 変更後における原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

平成24年3月27日付け23受文科科第2341号をもって設置変更承認を受けた東京大学原子炉の原子炉設置変更承認申請書の添付書類十の記載内容と同じ。

東京大学原子炉設置変更承認申請書  
(使用済燃料の処分の方法の変更)

本文及び添付書類

〈新旧対照表〉

平成 30 年 9 月

東京大学

東京大学原子炉設置変更承認申請書 新旧対照表 (下線部分は変更箇所)

変更前	変更後	変更理由
<p>東京大学原子炉設置変更承認申請書 (完本)</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては、その代表者の氏名 (省略)</p> <p>二 使用の目的 (省略)</p> <p>三 原子炉の型式、熱出力及び基数 (省略)</p> <p>四 原子炉を設置する事業所の名称及び所在地 (省略)</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 (省略)</p> <p>六 原子炉施設の工事計画 (省略)</p> <p>七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量 (省略)</p> <p>八 使用済燃料の処分方法 1) 本原子炉の燃料は、殆ど消費されないため、本原子炉の使用期間で取換えの予定はない。 2) 炉心から取出した燃料は、それぞれ以下で処分する。 <u>(1) 濃縮ウラン燃料</u> 独立行政法人日本原子力研究開発機構に譲渡する。 (2) 劣化ウラン燃料 本事業所内の核燃料物質の使用施設の貯蔵庫へ移設し、保管管理する。</p>	<p>東京大学原子炉設置変更承認申請書 (完本)</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては、その代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>二 使用の目的 (変更なし)</p> <p>三 原子炉の型式、熱出力及び基数 (変更なし)</p> <p>四 原子炉を設置する事業所の名称及び所在地 (変更なし)</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 (変更なし)</p> <p>六 原子炉施設の工事計画 (変更なし)</p> <p>七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量 (変更なし)</p> <p>八 使用済燃料の処分方法 1) 本原子炉の燃料は、殆ど消費されないため、本原子炉の使用期間で取換えの予定はない。 2) 炉心から取出した燃料は、それぞれ以下で処分する。 <u>(1) 濃縮ウラン燃料</u> 米國エネルギー省または国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に引き渡す。 (2) 劣化ウラン燃料 本事業所内の核燃料物質の使用施設の貯蔵庫へ移設し、保管管理する。</p>	<p>濃縮ウラン燃料の引き渡し先について方針転換したため。</p>